

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年11月15日認可した。

令和6年11月22日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
三豊郡中部用水土地改良区連合	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）河内地区
香川県三豊市三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）佐良池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）横井地区
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）戸川地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平間上池地区